

建設業者に対する監督処分について

記者発表資料

沖縄総合事務局は、株式会社國場組（本社：沖縄県那覇市）に対し建設業法に基づく処分を行いました。
詳細は別紙のとおりです。

平成 1 9 年 9 月 2 5 日

内閣府 沖縄総合事務局

問 い 合 わ せ 先

開発建設部	建設産業・地方整備課
	課長 竹富 信也（内線 3 1 1 6）
	課長補佐 秋山 恵一（内線 3 1 5 5）
	電話 0 9 8 - 8 6 6 - 0 0 3 1（代表）

建設業者に対する監督処分について

内閣府沖縄総合事務局長は、下記のとおり建設業法違反について監督処分を行った。

記

1. 処分対象業者

商号	許可番号	代表者	所在地
株式会社國場組	国土交通大臣許可 (般・特 - 14)第2285号	國場 幸一	沖縄県那覇市久茂地三丁目21番1号

2. 処分内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

期間

平成19年10月9日から平成19年10月23日までの15日間

停止を命ずる営業の範囲

土木工事業及び建築工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。

(注1)「土木工事業及び建築工事業に関する営業」とは、発注者から直接当該工事を請け負う営業及び発注者から直接当該工事を請け負う建設業を営む者が土木一式工事及び建築一式工事として請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。

(注2)「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

(注3)「民間工事」とは、上記(注2)以外の建設工事をいう。

(注4)「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

3. 処分理由

上記業者については、他の事業者と共同して、防衛施設庁発注の特定土木・建築工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、当該発注工事の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、このことが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第3条の規定に違反するものとして、公正取引委員会から平成19年6月20日に同法の規定に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受け、その命令が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当すると認められる。